

平成30年3月実施

第 68 回 計 量 士 国 家 試 験

案 内 書

(願書作成システム用)

この試験案内には受験願書の提出方法から、試験当日の注意、合格発表に関する事項までが記載されています。試験の合格発表まで、お手元に大切に保管してください。

経済産業省産業技術環境局
基準認証政策課計量行政室

目 次

第68回計量士国家試験の実施について

I	計量士制度の概要	
1.	計量士制度の必要性	1
2.	計量士の職務及び計量士の区分	1
3.	計量士の登録	1
II	計量士国家試験及び受験手続について	
1.	試験の区分	2
2.	受験資格	2
3.	試験の内容、試験科目及びその範囲	2
4.	試験科目の一部免除	4
5.	受験願書の提出先	4
6.	受験願書の受付期間	4
7.	受験票及び試験会場案内の送付	5
8.	試験日	5
9.	試験地	5
10.	試験の時間割及び試験方法	5
11.	計算機等の使用禁止	5
12.	試験申込みに必要な書類等	6
13.	受験手数料	7
14.	合格者の発表	7
15.	個人情報の取扱いについて	7
16.	願書に記載の管理番号について	7
17.	願書の到着確認について	7
18.	その他	8
	特別措置に関する申請書	9
	変更届様式	10
III	試験についての照会先	11
IV	受験者の心得について	
1.	受験票	11
2.	試験当日の一般的注意事項	11
3.	試験室内における注意事項	11
4.	その他	12

第68回 計量士国家試験の実施について

1. 受験願書の 配布・受付期間	願書配布：平成29年10月 2日（月） ～平成29年10月31日（火） 願書提出先への請求による配布及びインターネットによる配布を行います。
2. 受験願書の 受付方法	願書郵送受付：平成29年10月 6日（金） ～平成29年10月31日（火） 受付期間中の消印有効 本頁裏面の受験願書の提出先へ簡易書留で郵送してください。
3. 受験手数料	8,500 円の収入印紙を願書に貼付。
4. 試験日	平成30年3月4日（日）
5. 計算機等	計算機の持ち込み、通信機器及び計算機能付き機器の使用を禁止します。

※受験願書の配布及び受付は、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び沖縄総合事務局経済産業部商務通商課では行いません。

受験願書の提出先

- 願書を折り曲げずに入れた角型2号封筒(A4判サイズが入る大きさ)表面に「計量士国家試験願書在中」と明記した上、郵便局窓口から簡易書留で郵送してください。
- 簡易書留以外は受付不可。提出先への直接の持ち込みもできません。
- 願書は、平成29年10月31日(火)までの消印有効です。
- 願書の提出先は下記のとおりです。

【受験願書の提出先】

〒143-8799 日本郵便大森郵便局留

日本通運株式会社 計量士国家試験係

電話番号：0120-040-608

(土日祝日を除く9時00分から18時00分)

※なお、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び沖縄総合事務局経済産業部商務通商課では受け付けませんのでご注意ください。

第68回試験 試験会場(予定)

試験地	試験会場	所在地
北海道	札幌学院大学	北海道江別市文京台1-1
東北	東北大学 川内キャンパス	宮城県仙台市青葉区川内4-1
関東	東京大学駒場キャンパス	東京都目黒区駒場3-8-1
中部	名古屋工業大学	愛知県名古屋市昭和区御器所町字木市2-9番地
近畿	大阪大学 豊中キャンパス	大阪府豊中市待兼山町1
中国	広島大学 東広島キャンパス	広島県東広島市鏡山1-3-2
四国	香川短期大学	香川県綾歌郡宇多津町浜1番丁10番地
九州	西南学院大学	福岡県福岡市早良区西新6-2-92
沖縄	琉球大学 千原キャンパス	沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

※上記の試験会場は、変更となる場合があります。


※試験会場は、平成30年2月上旬に送付します受験票(封書)で試験会場案内として確定した場所を通知しますので、受験票により試験会場を確認してください。

※試験会場には直接問い合わせをしないでください。

(参 考)

第 6 8 回計量士国家試験受験関係スケジュール

【平成 2 9 年】

○ 1 0 月 2 日 (月)		・ 受験願書配布期間	
○ 1 0 月 6 日 (金)		・ <u>受験願書受付期間</u> …………… (p. 4 参照)	
○ <u>1 0 月 3 1 日 (火)</u>		簡易書留の郵送で受付	

【平成 3 0 年】

○ 1 月 1 9 日 (金)	・ 受験票記載項目の変更届 <u>不</u> 切 …………… (p. 8 参照)
	・ 試験地の変更届 <u>不</u> 切
○ 2 月上旬	・ 受験票 (封書) の送付 …………… (p. 5 参照)
○ <u>3 月 4 日 (日)</u>	・ <u>試験日</u> …………… (p. 5 参照)
	・ 合格証書関連の変更届 <u>不</u> 切
○ 3 月 5 日 (月) (予定)	・ 正解番号の発表 …………… (p. 7 参照)
○ 4 月中旬 (予定)	・ 合格者の受験番号の発表 …………… (p. 7 参照)
○ 5 月下旬 (予定)	・ 合格証書の送付 …………… (p. 7 参照)

※ 合格発表については、官報及び経済産業省のホームページに掲載いたします。
(<http://www.meti.go.jp/information/license/index.html>)

I 計量士制度の概要

1. 計量士制度の必要性

経済取引の発達、産業技術の進歩、環境計測に係る社会的要請の高まり等に伴い、要求される計量技術は高度化し、かつ、専門化してきています。このような情勢に対応し、計量に関する専門の知識・技術を有する者が、一定の資格を得て、一定分野の職務を分担することによって、適正な計量の実施の確保を推進することが必要であるとの考え方から、計量法は計量士の制度を設けています。

2. 計量士の職務及び計量士の区分

計量士は計量管理を職務とする者です。ここで、計量管理とは「計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること」ですが、計量管理技術の高度化に伴い、「計量管理」の内容は、計量の対象、計量の目的、計量の手法、使用する計量器の種類等あらゆる面において専門化されています。

平成6年の計量士国家試験から、計量士の区分は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の3区分で実施しております。

3. 計量士の登録

(1) 計量士になろうとする者は、経済産業省令で定める計量士の区分（「環境計量士(濃度関係)」、「環境計量士(騒音・振動関係)」及び「一般計量士」)ごとに、登録を受けようとする計量士の区分に係る計量士国家試験に合格し、かつ、当該計量士の区分に応じて次に掲げるいずれかの要件を満たさなければなりません。

① 環境計量士（濃度関係）

- ・ 濃度に係る計量に関する実務に一年以上従事していること。
- ・ 計量法施行規則第119条第5号に規定する環境計量講習(濃度関係)を修了していること。
- ・ 薬剤師の免許を受けていること。
- ・ 職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。
- ・ 職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。
- ・ 技能検定のうち、検定職種を化学分析(等級の区分が一級又は二級のものに限る。)又は産業洗浄(実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。)とするものに合格していること。
- ・ 技術士(衛生工学部門に係る登録を受けている者に限る。)の登録を受けていること。

② 環境計量士（騒音・振動関係）

- ・ 音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に一年以上従事していること。

- ・ 計量法施行規則第119条第6号に規定する環境計量講習（騒音・振動関係）を修了していること。
- ・ 職業訓練指導員免許（免許職種が公害検査科であるものに限る。）を受けていること。
- ・ 職業能力開発校（訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。）を修了していること。
- ・ 技術士（物理及び化学を選択科目とする応用理学部門に係る本試験に合格した者に限る。）の登録を受けていること。

③ 一般計量士

- ・ 計量に関する実務に一年以上従事していること。

(2) 上記(1)の要件のうち、計量に関する実務の具体的な内容については、「計量法施行規則第51条第4項及び第54条第3項の規定に基づき経済産業大臣が別に定める基準等について」（通商産業省告示第63号）において詳細に規定されています。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/jitsumu-siken.htm

II 計量士国家試験及び受験手続について

1. 試験の区分

計量士国家試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の区分ごとに、いずれの区分も同一の日時に行われます。

2. 受験資格

環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）、一般計量士のいずれも学歴、年齢の制限はありません。（計量に関する実務経験も不要です。）

3. 試験の内容、試験科目及びその範囲

試験の内容、科目及びその範囲については次頁の表に示すとおりです。

試験問題は、1科目の出題数を25問とし、各科目の試験時間は70分です。

出題の形式は、1つの問に対して五肢択一式です。満点は1科目100点で1問の配点は4点とし、マークシートによる回答です。

計量士国家試験については、受験区分（濃度関係、騒音・振動関係又は一般）に応じた専門2科目の合計点と共通2科目の合計点両方が合格基準点を超えていることによって合否判定がなされます。また、試験科目の一部免除が適用される受験者は、専門2科目の合計点のみが合否判定の対象となります。合格基準点については、専門2科目、共通2科目とも、概ね120点以上です。確定の合格基準点については、4月中旬（予定）の合格発表で確認してください。

試験の内容、試験科目及びその範囲

試験の区分	環境計量士（濃度関係）	環境計量士（騒音・振動関係）	一般計量士
試験の内容	濃度の計量及び計量管理に必要な知識及び技術を有しているかどうかを判定する試験です。	音圧レベル及び振動加速度レベルの計量及び計量管理に必要な知識及び技術を有しているかどうかを判定する試験です。	濃度、音圧レベル及び振動加速度レベル以外の物象の状態の量に係る計量及び計量管理に必要な知識及び技術を有しているかどうかを判定する試験です。
試験科目及びその範囲	<p>①環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び化学に関する基礎知識）</p> <p>〈出題範囲〉</p> <p>イ 環境関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法等 </p> <p>ロ 化学</p>	<p>①環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び物理に関する基礎知識）</p> <p>〈出題範囲〉</p> <p>イ 環境関係法規 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・騒音規制法 ・振動規制法等 </p> <p>ロ 物理</p>	<p>①計量に関する基礎知識</p> <p>〈出題範囲〉</p> <p>イ 物理 ロ 数学</p>
	<p>②化学分析概論及び濃度の計量</p> <p>〈出題範囲〉</p> <p>イ 化学分析の応用一般 ロ 濃度の計量単位 ハ 濃度計に係る基礎原理、取扱い、保守管理、その他濃度の計量一般に関する知識</p>	<p>②音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量</p> <p>〈出題範囲〉</p> <p>イ 音響・振動の性質等に関する知識、波動の基礎、音響系・振動系、聴覚や人体の振動応答 ロ 音圧レベル及び振動加速度レベルの計量一般に関する知識、用語と定義、測定器と測定・評価、法令（技術的内容）</p>	<p>②計量器概論及び質量の計量</p> <p>〈出題範囲〉</p> <p>イ 計量一般に関する知識 ロ 計量器に係る基礎原理、取扱い、保守管理、その他計量一般に関する知識</p>
共通科目	<p>③計量関係法規</p> <p>〈出題範囲〉 計量法の体系全般にわたる知識</p>		
	<p>④計量管理概論</p> <p>〈出題範囲〉</p> <p>イ 計量管理及び計量器の管理に関する基礎知識 ロ 計量管理の計画・実施に関する知識 ハ 計量管理に係わる各種手法に関する知識</p>		

4. 試験科目の一部免除

既に環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士に係る計量士国家試験のいずれかに合格している者が、他の試験区分を受験する場合には、その者の願いにより、試験科目のうち「計量関係法規」及び「計量管理概論」の試験が免除されます。

注意：

- (1) 環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）の合格者には、昭和50年から平成5年まで実施した環境計量士に係る計量士国家試験に合格している者を含みます（計量士の登録を受けているか否かは問いません）。
- (2) 一般計量士合格者には、昭和28年から昭和49年まで実施した旧制度による試験の合格者及び昭和50年から昭和52年まで実施した従前の例による試験において全科目合格になった者を含みます（計量士の登録を受けているか否かは問いません）。
- (3) 計量行政審議会が計量士国家試験に合格した者と同等以上の学識経験を有するものと認められた者は含まれません。
- (4) 免除申請の手続きについては、「V 受験願書の記入要領」をよく読んでください。

5. 受験願書の提出先

- 願書を折り曲げずに入れた角型2号封筒（A4判サイズが入る大きさ）表面に「計量士国家試験願書在中」と明記した上、郵便局窓口から簡易書留で郵送してください。
- 簡易書留以外は受付不可。提出先への直接の持ち込みもできません。
- 願書の提出先は下記のとおりです。

【受験願書の提出先】

〒143-8799 日本郵便大森郵便局留
日本通運株式会社 計量士国家試験係
電話番号：0120-040-608
（土日祝日を除く9時00分から18時00分）

※ なお、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び沖縄総合事務局経済産業部商務通商課では受け付けませんのでご注意ください。

6. 受験願書の受付期間

平成29年10月6日（金）から平成29年10月31日（火）まで（受付期間中の消印有効）

7. 受験票及び試験会場案内の送付

受験願書が受付された場合は、本人あてに、平成30年2月上旬に受験票（試験会場案内を含む封書）を郵送します。受験票が平成30年2月7日（水）を過ぎても到着しないときは、計量士国家試験係にお問い合わせください（電話：0120-040-608（土日祝日を除く9時00分から18時00分））。

8. 試験日

平成30年3月4日（日）

環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の試験のいずれも、同日程にて行われます。したがって、異なる試験区分の同時受験はできません。

9. 試験地

試験の区分	環境計量士（濃度関係）	環境計量士（騒音・振動関係）	一般計量士
試験地	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄の全国9箇所		

10. 試験の時間割及び試験方法

(1) 時間割

時間	区分	環境計量士（濃度関係）	環境計量士（騒音・振動関係）	一般計量士
9:00～9:20		準備時間（試験についての注意事項説明）		
9:20～10:30		環境計量に関する基礎知識 （環境関係法規及び化学に関する基礎知識）	環境計量に関する基礎知識 （環境関係法規及び物理に関する基礎知識）	計量に関する基礎知識
10:50～12:00		化学分析概論及び濃度の計量	音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量	計量器概論及び質量の計量
12:00～13:00		昼食時間		
13:00～13:10		準備時間（試験についての注意事項説明）		
13:10～14:20		計量関係法規		
14:40～15:50		計量管理概論		

(2) 試験方法

環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の試験はいずれも、マークシートによる回答により行われます。

11. 計算機等の使用禁止

全ての試験区分において計算機の持ち込み、通信機器及び計算機能付き機器の使用を禁止します。（※筆算等で対応することになります。）

12. 試験申込みに必要な書類等

【すべての受験者が用意するもの】

(1) 受験願書①

「V 受験願書の記入要領」及び「記入例」をよく読んで記入してください。

(2) 収入印紙 8, 500円

受験手数料として願書に貼る。国の収入印紙であり、地方自治体の収入証紙等ではありません。

(3) 写真

縦4cm ×横3cm の大きさのもので、願書提出前6ヶ月以内に正面、半身、脱帽で鮮明に撮影し、裏面に氏名及び管理番号を自署したもの。

※ 写真は試験当日の本人照合に使用します。白黒・カラーの別は問いませんが、不鮮明なもの、集合写真やスナップ写真等の切り抜き、修正写真、コピー等は認められません。また、「腰から上の写真で顔が小さい」「顔に影がかかり判別しにくい」「背景に窓や扉が写り込んでいて判別しにくい」「正面写真ではない」などの場合は、写真の交換をお願いする場合があります。

※ デジタルカメラで撮影した写真は、必ずデジタルカメラ専用の用紙にプリントしてください。コピー（普通）用紙に印刷したものは認められません。

(4) 82円切手

受験票（封書）の送付用です。願書には貼らずに、クリップ等でとめてください。

【該当する受験者のみ用意するもの】

(1) 合格証書の写し

試験科目の一部免除を申請する方のみが必要です。また、合格証書の再交付が必要な方は、受験願書の受付期間までに経済産業省計量行政室に再交付申請（平成29年10月31日（火）までの消印有効）をしていれば免除が認められます。ただし、**受験願書は必ず受験願書の受付期間内に提出してください。**合格証書を再交付申請中のためやむを得ず願書に合格証書の写しを貼付できない場合は、「合格証書は計量行政室に再交付申請中」である旨のメモを付してください。

(2) 公的な証明書の写し

氏名に常用漢字以外の字体を使用している方は、受験願書と一緒にその字体が記載されている証明書（運転免許証、マイナンバーカードのおもて面、健康保険証又はマイナンバーの記載のない住民票など）の写しを提出してください。

(3) 特別措置に関する申請書

障がい等のため、受験に際して何らかの措置を希望する方は、p. 9の様式に従って「特別措置に関する申請書」を作成し、障がい者手帳の写し又は医師の診断書等その程度を証明又は説明する書類を添付して受験願書とともに提出してください。障がい等の程度に応じ、個別に対応いたします。

なお、試験近日又は当日に申し出られても、公平性の担保・準備期間等の観点から対応することができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 「特別措置に関する申請書」は、経済産業省ホームページに掲載されている試験案内の中からもダウン

ロード可能です。

13. 受験手数料

試験科目の一部免除を申請する者を含むすべての受験者において、受験手数料として8,500円の収入印紙を受験願書の指定された箇所に貼ってください。なお、消印はしないでください。収入印紙は、額面の合計額が所定の金額（8,500円）になるように注意してください。収入印紙は郵便局等で購入できます。

※都道府県等が発行する「収入証紙」ではありませんので、お間違いのないようご注意ください。

※受験手数料の領収書は発行できませんので、「収入印紙」購入時の領収書を大切に保管してください。

14. 合格者の発表

(1) 試験の区分及び試験地ごとに、合格者の受験番号を官報に掲載（平成30年4月中旬予定）するとともに、合格証書を郵送します（平成30年5月下旬予定）。なお、不合格者には通知いたしません。

また、経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp/information/license/index.html>）において正解番号を平成30年3月5日（月）（予定）に掲載し、上記の合格者の発表日に、合格者の受験番号と合格基準について掲載する予定です。

(2) 試験の合否結果についての照会に対しては、一切応じません。

15. 個人情報の取扱いについて

受験願書、答案用紙等に記入された個人情報については、計量士国家試験の事務以外に使用することはありません。

16. 願書に記載の管理番号について

受験願書には、1通ごとに8桁の管理番号を割り振っています。

この管理番号は、2月上旬頃受験票がお手元に届くまでの間、願書配布サイトで願書の到着確認をする場合や計量士国家試験への問合せをする場合にご利用いただく番号です。

17. 願書の到着確認について

提出いただく願書は、計量士国家試験係で受理した後、願書配布サイト

（<https://keiryoshi.info/uketsuke.html>）に受理した日の17:00以降に管理番号を掲載しますので、インターネットに接続できる環境を用意いただき、ブラウザで8桁のご自身の管理番号をご確認ください。

インターネットに接続できる環境をどうしても用意できない場合は、計量士国家試験係（電話：0120-040-608（土日祝日を除く9時00分から18時00分））にお問い合わせいただき、管理番号と願書の到着確認の件を申し出てください。その場合、管理番号を正確に覚えていない場合やわからない場合は回答することはできません。また、お調べすることもできませんのでご注意ください。

18. その他

- (1) 受験願書（郵便での請求、又はインターネットでのダウンロードによる出力を問わず、全ての願書）は1通ごとに管理番号を印字しています。コピーしたものを使用することはできません。
- (2) 郵送された提出書類、受験手数料等は、いかなる場合にも返還しません。
- (3) 願書に記載した試験の区分の変更は認めません。
- (4) 受験票送付用の切手や受験手数料における収入印紙について、規定額を超して貼付されていても超過分の返還はいたしません。
- (5) 申込みをした試験地の変更は、原則として認めません。ただし、転勤等やむを得ない事情がある場合は、勤務先の異動証明書等を添えて、受験願書の提出先に郵送で申し出てください。
平成30年1月19日（金）までに大森郵便局に到着した分を受け付けます。
- (6) (5)の試験地の変更の申し出の期限を過ぎた後に、転勤や転職等で住居を移転し試験地を変更して受験したい場合は、受け入れ先の試験会場での座席の空き状況により受け入れることができます。
計量士国家試験係（電話：0120-040-608（土日祝日を除く9時00分から18時00分））にお問合せいただくか、願書配布サイト内の問合せフォーム（<https://keiryoshi.info/toiawase.html>）に必要事項を入力し送信してください。
平成30年2月16日（金）13：00までにお問い合わせいただいたものについて、座席の空き状況を確認した上で、手続き方法をご案内します。
- (7) ①受験願書の提出後に、住所や氏名に変更があった受験者は、p.10の様式に従って「変更届」を作成し、封筒の表面に「計量士国家試験変更届在中」と明記の上、受験願書の提出先に郵送で申し出てください。氏名変更の場合は、新しい氏名にフリガナをふり、必ず戸籍抄本等氏名変更が証明できるものを添付してください。
②受験票に記載する氏名・住所の変更届は、平成30年1月19日（金）までに大森郵便局に到着した分を受け付けます。
③合格証書の送付先住所や氏名の変更届については、試験日（平成30年3月4日（日））までに大森郵便局に到着した分を受け付けます。
④試験日以降に住所を変更した場合は、郵便局に転居届を提出してください。なお、氏名の変更がある場合は、合格後の計量士登録申請の際に、戸籍抄本等氏名の変更が証明できるものを添えて都道府県の計量検定所（又は計量担当部署）に申請ください。
※「変更届」は、経済産業省ホームページに掲載されている試験案内の中からもダウンロード可能です。
- (8) 試験問題、試験の合否等の問い合わせに対しては、一切応じません。

特別措置に関する申請書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

管理番号	
氏名	印

○希望する特別措置（希望する事項の「希望する」の文字を○で囲んでください。）

拡大問題用紙の提供	マークシートに代わる問題記入解答用紙の提供	拡大鏡等の持参使用	補聴器の持参使用	照明器具の持参使用	車いすで座れる机の提供	試験室までの介助者の同伴	注意事項等の文字による伝達	試験時間中の糖質類等の捕飲食及び服薬等
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する

その他の配慮希望事項（上記の記載事項以外で、希望する配慮事項があれば具体的に記入すること。）

○特別措置が必要な理由

障がいの種類、程度、症状等、特別措置が必要な理由を具体的に記入すること。

※障がい者手帳の写し又は医師の診断書等その程度を証明する書類を添付してください。

○受験者の連絡先

フリガナ 氏名	
現住所	〒
電話番号	
電子メールアドレス	
その他連絡を希望する 住所・電話番号	

※障がいのため、電子メールによる連絡を希望される場合には、電子メールアドレスを記入してください。

(変更届様式)

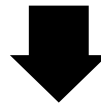
変更届

平成 年 月 日

願書提出時の情報

氏名	フリガナ	管理番号	受験票受領後に記入
	漢字		
生年月日		受験番号	
住所	〒		

試験地	
試験区分	
免除申請	



変更する項目を記入

住所の変更

〒

電話番号の変更

携帯電話番号	—	—
自宅電話番号	—	—

電子メールアドレスの変更

氏名の変更

フリガナ
漢字

この変更届と戸籍抄本等氏名変更が証明できるものをご提出ください。

試験地の変更

この変更届と勤務先の異動証明書等をご提出ください。

Ⅲ 第68回計量士国家試験についての照会先

日本通運株式会社 計量士国家試験係

電話番号：0120-040-608

試験日前日までの土日祝日を除く9時00分から18時00分

試験日前日（平成30年3月3日(土)）は、9時00分から18時00分

試験日当日（平成30年3月4日(日)）は、7時00分から17時00分

問合せフォーム <https://keiryoshi.info/toiawase.html>

※上記の時間外に登録された問合せは、翌営業時間の回答になります。

Ⅳ 受験者の心得について

1. 受験票

願書受付後に送付する受験票（受験番号・試験会場の所在場所をお知らせするもの）は、試験を受ける際に必要ですので、大切に保管し、試験当日は必ず持参してください。合格発表等試験に関する一切の事務処理は受験番号に基づいて行いますので、受験番号は必ず別に控えておくとともに、受験票は試験終了後も大切に保管しておいてください。

2. 試験当日の一般的注意事項

(1) 試験室への入室

注意事項の説明等を試験開始20分前から行いますので、当日は、午前9時までに指定の教室に必ず入室してください。試験開始後の入室は原則として認めません。ただし、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始後30分まで入室を認めることとしますので、係員の指示に従ってください。

(2) 受験票の持参

試験当日は、第68回計量士国家試験の受験票を必ず持参してください。受験票を忘れると受験できない場合があります。

(3) 昼食の持参

試験当日は日曜日のため、試験会場付近の飲食店等は休業している場合がありますので、昼食を持参された方が良いでしょう。

(4) 筆記用具の持参

HBの鉛筆、プラスチック消しゴム、鉛筆削り、定規

※H等の薄い鉛筆、色鉛筆、万年筆、ボールペン、サインペン等は使用できませんのでご注意ください。特にシャープペンシルを使用する場合は芯の太さが0.7mm以上のHBを使用してください。

3. 試験室内における注意事項

- (1) 着席順は、はり紙、黒板等に明示しますので、これに従って着席してください。
- (2) 着席後は、受験番号がわかるように机の上に受験票を置いてください。
- (3) 試験時間中、机の上に出しておける物は、受験票のほか次のものに限りです。

- ①HBの鉛筆、HBで芯の太さが0.7mm以上のシャープペンシル、プラスチック消しゴム、鉛筆削り、定規
- ②時計（スマートウォッチは使用不可、通信及び計算機能付きは不可、必ずアラームを解除すること）
これ以外のものを机の上に置くことを禁じます。
- (4)受験者は、すべて係員の指示に従ってください。指示に従わない者及び試験室内の秩序を乱す者に対しては、退室を命じます。
- (5)試験室内及び試験時間中は、携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器及び計算機能付き機器は使用できませんので電源を切り、必ず鞆の中にしまってください。
試験時間中にトイレ等のやむを得ない理由で係員の許可を得て離席する場合においても、これらを持ち出すことはできません。（係員がこれらを所持していないことを確認します。）
- (6)試験時間中、持参した時計が使用できなくなった等により時刻がわからなくなった方は、着席のまま手を挙げて係員に申し出てください。
- (7)上記の注意事項を守らない等、不正行為と見なされた場合は、当該受験の停止や無効、もしくは今後の受験をお断りすることがあります。
- (8)問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。なお、問題及び答案用紙に落丁、乱丁、印刷不鮮明等の箇所があった場合は、着席のまま手を挙げて係員に申し出てください。
- (9)答案用紙を著しく汚した場合は、係員にその旨を告げ、取り替えてもらってください。ただし、時間内に写し終えるものとします。
- (10)試験開始後30分以内及び試験終了前10分以内は退室できません。
- (11)試験問題については、試験終了後、持ち帰り可能です。ただし、途中退室する場合は、試験問題を机の上に置いたまま退室してください。
- (12)答案用紙はいかなる場合（例えば白紙答案）でも、すべて提出してください。
- (13)一度退室した者は、当該科目の試験が終了するまでは入室できません。

4. その他

- (1)試験室内は禁煙です。指定された場所以外では喫煙をしないでください。
- (2)試験会場までの所要時間は、交通混雑・乗継・天候不順等で予想以上に時間がかかることがありますので、十分余裕をみて試験会場に集まってください。
- (3)試験会場によっては駐車場が使用できない場合がありますので、その際には必ず公共交通機関等をご利用ください。
- (4)試験会場によっては暖房設備が使用できない場合がありますので、防寒には十分注意してください。
- (5)試験当日の忘れ物については、試験実施後1ヶ月保管しますので、必ず期間内に計量士国家試験係（電話：0120-040-608（土日祝日を除く9時00分から18時00分））までご連絡ください。